

平成23年度第1回 佐世保市保健・医療・福祉審議会 議事要旨

- 1 日 時：平成23年 7月 7日（木） 19：00～20：55
- 2 場 所：佐世保市中央保健福祉センター 8階講堂
- 3 出席委員：柴田会長、大野副会長、大島委員（代理：中林総務課長）、久保委員、七熊委員、蒲池委員、下田委員、山崎委員、金子委員、川又委員、林孝委員、永尾委員、菊永委員、東委員、内橋委員、本庄委員、藤井委員、尾形委員、野村委員（林壽委員、古場委員、金網委員は欠席）
- 4 事務局：末竹副市長、赤瀬保健福祉部長、松尾福祉事務所長、内田保健所長、岩田次長兼保健福祉政策課長、帯田次長兼医療保険課長、松本保健福祉政策課主幹、小寺長寿社会課長、前田障がい福祉課長、桃野障がい福祉課主幹、永石子ども未来部長、橋口子ども保健課長
- 5 議 題：
 - (1) 諮問事項
 - ① 次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」及び次期「障がい者プラン・障がい福祉計画」の策定について
 - ② 専門部会への付託について
 - (2) 報告事項
 - ① 地域福祉の推進状況について
 - ② 佐世保市における地域医療の現状について

6 議事概要

◆開 会

末竹副市長からあいさつ。

◆議 題（委員からの質問・意見は○で表示、事務局からの説明は⇒で表示）

(1) 諮問事項について

- ① 次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」及び次期「障がい者プラン・障がい福祉計画」の策定について
- (i) 次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」について、資料1により事務局（長寿社会課）から説明。

【委員からの質問・意見】

- 東日本大震災の事態も踏まえると、今までどおりの計画ではいけない。災害時の対応など検討する必要はないのか。
- ⇒ 介護保険制度の趣旨に従い地域の実情を踏まえて計画づくりを行うが、市総合計画など、市としての災害に対する考え方も踏まえながら次期計画を策定していくことになる。
- 高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）の法改正により、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度が創設されたが、市として具体的に取り組むのか。
- ⇒ 具体的に検討している段階にない。
- 介護保険事業計画について、これまで4期策定しているが、1，2期目の計画期間は5年、3期目以降は3年である。この理由は何か。
- ⇒ 介護保険法により1，2期の計画期間は5年としていたが、制度改正により、3期目以降は計画期間が3年になったことによるものである。
- 地域密着型のサービスを提供するためには、地域包括支援センターの充実が不可欠と考える。今後、

充実して、相談や予防に努めるという考えはあるのか。

⇒ 現在、本市の地域包括支援センターは4ヶ所ある。国は、以前、2、3万人に1ヶ所という考え方を示しており、これによると本市は8ヶ所程度となる。一方、今回の介護保険法の改正に伴い、国は、さらにきめ細やかなサービスが提供されるよう中学校区という考えを示したが、この考え方によると市には27校区あるため27ヶ所となるが、人口やエリアなどを考慮すると厳しいと考えている。

ただし、市としても現在の4ヶ所では少ないと考えているので、先に示した国の考え方や地域の実情を考慮しながら見直しを行い、次期計画の中で明らかにしていきたい。

○ 計画策定のポイントに記載されている「在宅医療の推進」とはどのような内容か。

⇒ 今回の改正法では、まず、介護職員等による痰の吸引、次に小規模多機能型居宅介護・訪問介護などの複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを在宅医療の推進として考えられている。

○ 訪問介護の充実も考えられているのか。

⇒ 改正法では24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設される。これは従来の訪問介護・デイサービスだけでなく、施設と同様のサービスを在宅においても提供していくというものである。例えば、排せつや食事の介助などの短時間のサービスをいくつか定期的に取り入れることや緊急時の随時の対応サービスを受けられるという内容である。

○ 特定施設（有料老人ホーム）とこの巡回サービスはどのように違うのか。

⇒ この制度は、在宅の通常のケアプランでは訪問介護やデイサービスに組み込まれているところに、新たに、これまでは介護給付の対象になっていない短時間（20分以内）のサービスを1日に必要な回数を組み込んで行くものである。これを定期的に介護事業者が巡回しながらサービスを行っていく。

また、24時間連絡が取れるコールセンターを設けて、緊急時に対応が必要な場合は訪問や医療機関への通報などを行っていくものである。

○ 今回の第5期計画のポイントとして認知症支援策の充実と記載されている。成年後見制度の申立事業については第4期計画にもあり、今後の方針として制度の普及と積極的な利用の促進と明記されている。しかし、国は17年度の制度見直しで緩和しているが、市の制度は見直されていない。よって、利用者が利用しにくい制度になっているので、専門部会で検討をお願いしたい。

⇒ 承知した。

(ii) 次期「障がい者プラン・障がい福祉計画」について、資料2により事務局（障がい福祉課）から説明。

【委員からの質問・意見】

○ 精神障がい者は、長期にわたって継続的に働くことが難しく訓練が難しい。ポイントにある「地域における自立した生活のための支援の充実」を掲げるのであれば、第3期計画では就労支援のための制度に力を入れてほしい。

また、精神障がい者の方に対する相談支援を行う事業所がない。この充実も考えてほしい。

⇒ 専門部会で検討していく。

○ ポイントの「地域における自立した生活のための支援の充実」には、精神障がい者が就労訓練を受けられるようにする考えが含まれているのか。

⇒ 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方々に対しては、障がい者自立支援法に基づく就労訓練がある。精神障がい者の方は、長期にわたり継続的に働くことが難しいため、現在は障害者自立支援法による社会適応訓練事業所において、就労訓練を受けている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神障害者福祉法）には、社会適応訓練事業が規定されていたが、24年度から根拠規定が削除されることになっている。

今後の取り組みについては、県や佐世保市で協議していくことになる。また、国の障がい者施策の中で、新たな制度が検討されていくことになると考えている。

- 精神障がい者がグループホームに入居する場合には、キーパーソンがいなければ入居できない。キーパーソンがいなくてもホームに入居できるよう、市として対応を検討してほしい。
- ⇒ 難しい課題もあるが、検討していきたい。

(iii) 両計画の策定体制及びスケジュールについて、資料3により事務局（保健福祉政策課）から説明。

【委員からの質問・意見】

- 一般には、行政が作ったたたき台に対して検討を行っていくものだと思うが、今回はたたき台も提示されていない。今後予定されている一回目の専門部会ではたたき台を提示するのか。

⇒ 現在、アンケート調査や現計画の現状分析を行っているところである。たたき台を提示する予定はない。

- 12月下旬に予定される2回目の審議会で審議は終わりである。専門部会で完成した素案に対して、審議会は意見を述べるだけである。パブリックコメントなどを踏まえた意見提出の機会がない。この審議会は、あくまで要望を述べるだけで、修正を加えることはできないのか。

⇒ 策定スケジュールについて、現在、審議会は2回を予定している。今回、審議が専門部会に付託され、各専門部会で素案を完成していただいたのち、それを2回目の審議会で報告、その場において意見いただきながら結論と考えている。審議回数が少なければ、会議の追加も考えたい。なお、パブリックコメントの結果を受けた計画書の修正は、審議会ではなく市が行うよう予定している。

- 第3回専門部会で素案が完成するスケジュールである。他の審議会等では、素案が完成した段階で事前に送付され、修正できるようになっている。そのようであれば、2回目で結論とはならないと考えるので、事前に送付し、修正できるようになっているのか。

⇒ その役割は、専門部会にあると考えている。大きな修正はそこで行われる。これが付託の意図するところである。ただし、事前に送付したいと思うが、付託する関係上、部会に重きを置いており、親会では軽微な修正をお願いしたい。

- 自分の出身団体は、専門部会の委員でもあり団体の意見は反映できるが、専門部会のメンバーとなっていない団体は、専門部会で意見が反映させられるのか。

⇒ 団体によっては、そのような側面もある。どのように親会の意見を反映させるのか検討したい。

② 専門部会への付託について

（会長からの提案）

「老人福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者プラン・障がい福祉計画」の策定については、専門的・効率的に行うため専門部会に審議を付託することが適当と会長が判断し、本件を会長から委員に提案のうえ委員一同「異議なし」により、審議会から専門部会に付託し、専門部会において調査審議することとなった。

- 「老人福祉計画・介護保険事業計画」→高齢者専門部会へ付託
- 「障がい者プラン・障がい福祉計画」→障がい者専門部会へ付託

(2) 報告事項について

① 地域福祉の推進状況について

佐世保市地域福祉計画やその推進状況について、資料4により事務局から説明。

【委員からの質問・意見】

○ 地域福祉の効果的な推進は、社協や住民が重要としているが、市民生活部との連携はどう考えているのか。

⇒ 地域福祉を大きくとらえると、地域コミュニティに収斂していく。現在、市民生活部では、地域コミュニティのあり方検討をしているので、これと連携しながら進めていく。

○ 市民の課題を地域の視点で解決するとは具体的にどういうことか。

⇒ 地域における課題とは、例えば、子どもの見守り、独居高齢者・高齢者のみ世帯への声かけや安否確認などである。地域の中で自分たちでできることを一つ一つ解決していく取り組みである。

なお、三川内地区では、「コミュニティケア会議」をモデル的に立ち上げ、地域での課題解決の取り組みを進めているところである。

② 佐世保市における地域医療の現状について

本市の地域医療の現状や本市の取り組み状況などについて、資料5により事務局から報告。

【委員からの質問・意見】

○ 自然災害に伴う原発事故（佐賀県の玄海原発を想定）について、長崎県医療計画では、初期被ばく医療機関として、市立総合病院を指定している。原発事故を想定した総合病院の体制なども含め、市として備えておく必要があると思うがいかがか。

⇒ 指摘のとおりであり、震災後、市の防災対策課との連携や近隣自治体との協議を始めている。また、玄海原発への視察も行った。今後のどうあり方については、十分に検討していく。

○ 総合病院は、小児の二次救急病院である。一方、市立急病診療所において、初期の小児科患者は平日20時から23時まで、開業医の先生に診察してもらっている。そのため、入院が必要な患者のみ総合病院へ搬送されてくるようになった。今後、平日夜間の内科診療が開始されれば、さらに機能分화가進むと考えている。

◆ その他

次回の審議会は、専門部会での審議の進捗状況もあるが、策定スケジュールにあったとおり今年12月を予定している旨、事務局から説明があった。

以 上